

特別償却の付表（十一）の記載の仕方

1 この付表（十一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条第1項《特定設備等の特別償却》若しくは平成31年改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第43条第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の16第1項《特定設備等の特別償却》若しくは平成31年旧措置法第68条の16第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 平成31年旧措置法第43条第1項の表の第1号若しくは第3号の中欄（又は第68条の16第1項の表の第1号若しくは第3号の中欄）に掲げる減価償却資産につき、平成31年旧措置法第43条第1項（又は第68条の16第1項）の規定の適用を受ける場合には、この付表（十一）は、まず、(15)欄から(25)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(14)欄までの各欄を記載します。

3 「特定設備等の種類1」は、措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）又は平成31年旧措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、これらの規定の該当号を記載してください。

4 「事業の種類2」には、特定設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

5 「特定設備等の種類等3」には、例えば、指定告示（昭和48年大蔵省告示第69号）に定める特定設備等にあつては、その別表に基づき、特定設備等の種類、区分、細目

等を記載します。また、その特定設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

6 「特定設備等の名称4」には、特定設備等に該当する資産の名称を記載します。

7 「設置した工場、事業所等の名称5」には、特定設備等を設置した工場、事業所、店舗等の名称を記載します。

8 「取得価額9」には、特定設備等の取得価額を記載します。

ただし、その特定設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、特定設備等のうち公害防止用設備については、1台又は1基の取得価額が600万円に満たないものは、この制度の適用がありませんので注意してください。

9 「特別償却率10」の分子は、措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）又は平成31年旧措置法第43条第1項の表の各号（若しくは第68条の16第1項の表の各号）の区分に応じ、それぞれ適用される特別償却率を記載します。

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「補助金等の受領の有無13」は、租税特別措置法施行令第28条第1項（若しくは第39条の49第1項）又は平成31年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成31年旧措置法令」といいます。）第28条第6項（若しくは第39条の49第6項）に規定する補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（若しくは措置法第68条の第1項の表の第1号の中欄）又は平成31年旧措置法第43条第1項の表の第4号の中欄（若しくは第68条の16第1項の表の第4号の中欄）に掲げる再生可能エネルギー発電設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「有」の場合には、その再生可能エネルギー発電設備等について措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）又は平成31年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

- 12 「事業の用に供した特定設備等の仕様、性能等判定上参考となる事項14」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が特定設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平30経産省告示第69号」、「別表の第1号」のように記載します。

- 13 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、平成31年旧措置法第43条第1項の表の第1号の中欄（若しくは第68条の16第1項の表の第1号の中欄）に掲げる機械その他の減価償却資産（指定公害防止用設備）につき平成31年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1項）の規定の適用を受ける場合又は平成31年旧措置法第43条第1項第1号の表の第3号の中欄（若しくは第68条の16第1項の表の第3号の中欄）に掲げる車両及び運搬具のうち貨物を運搬する構造の一定の自動車につき平成31年旧措置法第43条第1項（若しくは第68条の16第1

項）の規定の適用を受ける場合に、これらの対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

- (1) 「保有割合18」が50%以上となる場合又は「保有割合20」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、これらの対象資産につき平成31年旧措置法第43条第1項（又は第68条の16第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。
- (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細21～24」の各欄は、その法人の株式等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人となりますので注意してください。